

最低賃金 岐阜県は51円引上げ 1,001円へ

—全国平均 1,055円、27県で「目安」超え—

岐阜労働局は29日、岐阜地方最低賃金審議会の答申通り、県の最低賃金を現在の1時間950円から1,001円（引上げ額51円、引上げ率5.37%）に引上げることを決定したと発表しました。

引上げ額51円は、今年7月25日に中央最低賃金審議会が答申した「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安（Bランク50円）」を1円上回る金額となります。

最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約6万4千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約7万7千6千人）に適用され、推計で8万9千人以上の賃金引上げが必要となる見込みです。

なお、都道府県別の2024年度最低賃金改定額のうち、27県の地方審議会は、全国一律で時給を50円引き上げるとした国審議会の目安を上回り、厚生労働省によると、全国平均の時給は51円増の1,055円になります。

【令和6年度 地域別最低賃金改定額】

都道府県名	最低賃金時間額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
岐阜	1,001 (950)	51	令和6年10月1日

※括弧書きは、令和5年度地域別最低賃金額

◇適用される対象者は？

最低賃金は、雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されます。

◇対象となる賃金は？

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◇最低賃金のチェック方法は？

日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金 支給対象期間延長手続きが変わります

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為となります。

制度を適切に運用するため、令和7年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークが確認することとなりました。

【改正のポイント】

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
令和7年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

- 必要な書類
- ・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
 - ・市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
（市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。）
 - ・市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知
（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

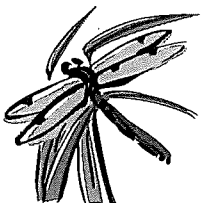
先端労働法講演会のご案内

本講演会ですが、昨年から10月に開催する運びとなりました。労働の現場では、相変わらず労働法への対応、賃上げ、人材の確保等への実務対応に苦慮されていることと思われます。このため先端労働法講演会ではテーマを「賃金、残業、定年」としました。また、今年も労働分野に強い久屋総合法律事務所のご協力も得て、固定残業制度について学びます。

講演会は、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、労働の現場で相談が多い問題を取り上げる予定です。ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

記

- 日時：2024年10月10日（木） 受付 午後1時45分
開始 午後2時00分～4時15分
- 会場：長良川国際会議場 4F 大会議室 岐阜市長良福光 2695-2
- 参加費：無料
- 演題：経営者のための先端労働法 —賃金、残業、定年—
「固定残業制度について」
「労働力不足と高齢者活用について」
「企業視点で考える働き方改革 —賃金制度の見直しに向けて—」



☆ 毎年10月から最低賃金が改定となります。発効年月日以降の労働分について変更する必要がありますので、ご注意ください。鉛筆子